

標茶町既存住宅耐震改修費補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、標茶町内にある既存住宅の耐震改修工事を行う者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することにより、既存住宅の耐震改修の促進を図り、地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 既存住宅

昭和56年5月31日以前に着工された戸建て、二世帯、長屋、併用住宅(店舗併用住宅で、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む。)及び共同住宅をいう。

(2) 耐震診断

次のいずれかに該当する既存住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

- ア 「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号別途)第一に規定する建築物の耐震診断の指針による耐震診断
- イ 国土交通大臣が上記アの指針と同等以上の効力を有すると認めた方法(「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針に関する認定について(平成17年7月5日国住指第902号)」)による耐震診断
- ウ 上記のアからイに掲げる方法と同等と認められる耐震診断

(3) 耐震改修工事

耐震診断の結果により、倒壊の危険性があると判断された既存住宅の耐震改修工事で、その内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

(4) 耐震改修補助金

租税特別措置法（昭和32年法律26号。（以下「租税法」という。）第41条の19の2に規定する所得税割の特別控除の額と耐震改修補助金の合計額とする。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる既存住宅（以下、「対象住宅」という。）は、次に掲げる要件すべてに該当するものとする。

- (1) 現に本町に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に記載されている者又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）による外国人登録原票に登録されている者で、耐震改修工事を行おうとする者（以下「申込予定者」という。）が専ら居住の用に供している既存住宅であること。
- (2) 耐震診断の結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断されたもの。ただし、共同住宅にあっては次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。
 - ア 社団法人北海道建築設計事務所協会に設置されている「建築物耐震診断判定委員会」において耐震診断結果が確認されていること。
 - イ 財団法人北海道建築指導センターに設置されている「耐震改修計画評定委員会」において評定を受けた耐震改修計画に基づく工事であること。
 - ウ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第429号）第8条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けて耐震化を行うもの又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定を受けて行う耐震改修であること。
- (3) 既存住宅のいずれかの外壁の中心線から隣地境界又は道路境界までの水平距離が、戸建て、長屋併用住宅にあっては7メートル以内、共同住宅にあっては建物高さ以内であること。
- (4) 建築基準法その他関係法令に、明らかな法令違反がないこと。
- (5) 申込予定者及び居住者が町税等（標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第25号）

及び標茶町国民健康保険税条例（平成11年標茶町条例第33号）の滞納が無いこと。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、対象住宅について所有者が行う耐震改修工事及び耐震改修工事の実施に伴う付帯工事（外壁、屋根の更新、断熱改修等を含む）に係る経費とする。

（補助金の交付額等）

第5条 住宅耐震改修に対する補助金は、次のとおりとする。

（1）補助金の額は補助対象経費が200万円以内の場合は20万円とする。ただし、補助対象経費が20万円を下回る場合には当該費用の額とする。また、補助対象経費が200万円を超える場合は補助対象経費の10パーセントとし、30万円を限度とする。

（2）租税法第41条の19の2に規定する所得税割の特別控除の額

- 2 耐震改修等助成金の交付にあつては、あらかじめ前項2号の額を差し引いて、同項1号の額を交付するものとする。
- 3 前項で計算された1棟あたりの補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 第1項に規定する工事費については、耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離できるものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。

（補助金の申込み）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、工事着手前に標茶町既存住宅耐震改修費補助金申込書（以下「申込書」という。別記様式第1号）に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項に掲げる関係書類は次の各号に該当するものをいう。

- （1）耐震診断報告書（写し）
- （2）改修計画書（別紙1）
- （3）位置図、配置図、平面図等（改修内容の記載されたもの）

(4) 補強後の想定耐震診断報告書

(5) 耐震改修工事費見積内訳書

(6) 納税確認書

3 町長は、第 1 項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を標茶町既存住宅耐震改修費補助金審査結果通知書（以下「審査結果通知書」という。別記様式第 2 号）により申込者に通知するものとする。

4 町長は、第 1 項の申込書を受理した後、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、申込者はこの現地調査等に協力しなければならない。

(申込み内容の変更)

第 7 条 申込み内容に次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、標茶町既存住宅耐震改修費補助金(変更・取消)届(別記様式第 3 号)を町長に届出しなければならない。

(1) 施工業者

(2) 耐震改修工事費の変更

(3) 耐震改修工事の中止

2 改修工事計画に変更が生じた場合は、町長の承諾を得なければならない。

(補助金の交付申請)

第 8 条 第 6 条の規定による申込みを行い、補助対象として適当であることの通知を受けた申込者で耐震改修工事の完了した者は、補助金の交付申請を行うことができる。ただし、補助対象として適当であることの通知を受けた日が属する年度の 3 月 1 5 日までに交付申請を行わない場合はその効力を失う。

2 前項の規定による申請は、標茶町既存住宅耐震改修費補助金交付申請書（以下「申請書」という。別記様式第 4 号）に関係書類を添えて、耐震改修工事の完了した日から 3 0 日以内に町長に提出しなければならない。

3 前項に掲げる関係書類は次の各号に該当するものをいう。

(1) 改修工事後の耐震診断報告書

- (2) 竣工図 (改修内容の記載されたもの)
- (3) 写真 (耐震改修工事の内容が確認できるもの)
- (4) 工事請負契約書 (写し)
- (5) 工事代金領収書 (写し)

(補助金の交付決定)

第 9 条 町長は、前条の規定による申請書及び関係書類が提出されたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容を審査したうえで、補助金の交付を決定した時は、標茶町既存住宅改修費等補助金交付決定通知書 (別記様式第 5 号) により申請者に通知する

(補助金の返還等)

第 1 0 条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件及び規則若しくはこれに基づく町の処分に違反したときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させるものとする。

(書類の保管)

第 1 1 条 この事業に関する書類は事業完了後 5 年間保存するものとする。

(その他)

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。